



複写禁止

令 6 監 理 第 5 号 の 150
令 和 6 年 9 月 13 日

(株)ヒラタ

新川 勉 様

山口県知事 村岡 嗣政



一般 建設業の許可について（通知）

令和6年8月22日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので
通知する。

記

| | |
|---------|--------------------------|
| 許 可 番 号 | 山口県知事 許可 (般-6) 第 15517 号 |
| 許可の有効期間 | 令和6年9月13日から令和11年9月12日まで |
| 建設業の種類 | |

解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限； 令和11年8月13日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)